

# 出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）の記入例

○受取代理制度を利用する場合の申請

全国土木建築  
(あて先) 国民健康保険組合

## 出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

被保険者証		記号	71-1505		番号	3005	
申請者(被保険者、世帯主又は組合員)	氏名	(フリガナ) ヤマモト ユウイチ 山本 雄一					
	住所	〒100-2004 (フリガナ) トウキョウト ネリマク フジミダイ 東京都練馬区富士見台6-3-2 電話 090 (0101) 0101					
	生年月日	昭和 △△年 △△月 △△日					
	出産予定日・数	令和 △△年 △△月 △△日 (単)・多(胎)					
出産予定者	氏名	(フリガナ) ヤマモト グミコ 山本 久美子					
	生年月日	昭和 △△年 △△月 △△日					
出産予定医療機関等	名称	(フリガナ) シミズジョサンイン 清水助産院					
	所在地	〒100-2004 (フリガナ) トウキョウト ネリマク フジミダイ 東京都練馬区富士見台8-25					
申請者に対する支払金融機関	預金種別		①普通 ④通知 ②当座 ⑤貯蓄 ③別段		口座番号	3451230	
	口座名義		(フリガナ) ヤマモト ユウイチ 山本 雄一		支店	練馬 店・本店 支店 出張所	
申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。 ※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。							
申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号				保険者名			
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号				保険者名			
受取代理人の欄	申請者(山本 雄一)(以下「甲」という。))は、医療機関等である(清水助産院)(以下「乙」という。))を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額*の受領に関すること。 ※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。						
	令和 △△年 △△月 △△日						
	甲の住所 東京都練馬区富士見台6-3-2 氏名 山本 雄一						
	乙の所在地 東京都練馬区富士見台8-25 名称 清水助産院 電話 03 (0001) 0001						
受取代理人に対する支払金融機関	預金種別		①普通 ④通知 ②当座 ⑤貯蓄 ③別段		口座番号	1234567	
	口座名義		(フリガナ) シミズジョサンイン 清水助産院		支店	練馬 店・本店 支店 出張所	
(備考欄)							

日中連絡がとれる電話番号を記入してください。